

すぐに役立つ 地域・刑事警察官

# 犯罪事実 記載要領

～重要・頻出記載例と詳細解説～

〔第2版〕

地域・刑事実務研究会 編著

※この書籍は部内用です。

お取扱いには御注意ください。

立花書房

## 第2版監修のことば

裁判所は、有罪の言渡をするには、罪となるべき事実を示さなければならぬ。検察官は、公訴を提起するときには、起訴状に公訴事実を記載しなければならぬ。警察官においても、送致書には犯罪事実（送致事実）を記載しなければならないし、逮捕状請求書には被疑事実の要旨を記載しなければならない。

このように、刑事手続の各段階においては、その時点で認定した事実を明らかにする必要がある。

警察官が認定する犯罪事実は、その後の刑事手続において重要な意味を持つものである。すなわち、警察官が送致書に記載する犯罪事実は、それまでの捜査の結果、警察官がいかなる犯罪を認定したかを表明するものであり、その後の検察官等による捜査の指標となり、全刑事手続の基礎ともなり得るものだからである。

したがって、警察官が認定する犯罪事実は、捜査によって得られた証拠に基づき、正確に記載しなければならない。

犯罪事実とは、犯罪の構成要件に該当する具体的な事実である。犯罪事実を正確に記載するためには、その前提となる生の事実を確定するために捜査を十分に尽くすのはもちろんのこと、各犯罪の構成要件をしっかりと理解しておかなければならぬ。

本書「すぐに役立つ地域・刑事警察官犯罪事実記載要領～重要・頻出記載例と詳細解説～〔第2版〕」は、刑法犯のうちの窃盗、遺失物横領、暴行及び傷害、住居侵入や器物損壊、公然わいせつ等の基本的犯罪類型に属するものを始め、主に若手警察官や地域警察官が取り扱うであろう軽犯罪法や酩酊者規制法その他の特別法犯を中心に、単に犯罪事実の記載例を収録したにとどまらず、犯罪事実を記載するために必要な犯罪構成要件の理解が深まるよう、各罪名ごとに平易な解説を加えたものである。

犯罪事実記載例の部分を単なるひな形として利用するのではなく、各条文の解説部分を熟読し、犯罪事実の記載の仕方を習得するとともに、日頃の捜査に役立てていただきたい。

なお、本書中の犯罪事実記載例に用いた言葉遣いや言い回しは、東京地方検察庁及び東京区検察庁又はその周辺庁において、公訴事実を記載する際に用いるそれを多く採り入れているため、道府県によっては書き方に多少の差異がみられるかもしれない。

そのような場合には、各道府県警察の指導に従いつつ、本書を参考例として活用していただきたい。

本書は、比較的軽微な犯罪を扱う地域警察官や、犯罪事実の作成に慣れていない若手警察官向けに企画されたものであるが、本書の内容は、豊富な経験を有する刑事警察官や検察事務官等にとっても十分利用できるものである。

第一線で活躍する多くの警察官等に愛用され、お役に立つことができれば、監修者として、望外の喜びである。

最後に、本書を出版するに当たり、企画や編集、原稿作成等につき、全面的に尽力された立花書房出版部馬場野武部長を始めとして、同部本山進也参与や濱崎寛美係長等には、編集や校正等で大変お世話になった。

この場を借りて、感謝申し上げる。

平成30年9月

地域・刑事実務研究会顧問  
東京区検察庁上席の検察官 総務部長 殿 井 憲 一

# 目 次

第2版監修のことば

## 第1章 犯罪事実記載要領

1 犯罪事実とは何か	2
(1) 構成要件	2
(2) 具体例	2
(3) 例 外	3
(4) 結 論	4
2 犯罪事実の一般的記載要領	4
(1) はじめに	4
(2) 六何の原則（八何の原則）	4
3 犯罪事実記載上の一般的留意事項	6
(1) 犯罪事実としての公訴事実	6
(2) 具体的事例	6
4 犯罪事実記載におけるポイント	9
(1) はじめに	9
(2) 犯罪事実記載上の疑問	9
(3) その他	10
5 犯罪事実記載における被疑者や被害者に係る記載	12
(1) 被疑者の経歴・性行	12
(2) 被疑者の前科・前歴	12
(3) 犯罪の動機や原因	12
(4) 被害者の地位や年齢等	12
6 犯罪事実が複数ある場合	13
(1) 併合罪の記載例	13
(2) 併合罪以外の多数ある犯罪事実の記載例	13
7 被疑者が複数の場合について	16
(1) 被疑者数名の同時送致（付）	16
(2) 氏名不詳の共犯者が存在する場合	16
(3)（共謀）共同正犯の記載例	17
8 罪名及び罰条の記載方法	18
(1) 罪名・罰条の一般的記載例	18
(2) 未遂罪の場合	19
(3) 共同正犯の場合	19
(4) 教唆犯又は帮助犯の場合	19
(5) 未遂罪の共犯の場合	20
(6) 刑法本条の規定で他の条文を引用している場合	20
(7) 科刑上一罪の場合	21
(8) 併合罪の場合	21

## 第2章 刑法犯犯罪事実記載例（窃盗・傷害・暴行・遺失物等横領等）

### 第1 窃盗罪と強盗罪

1 窃盗罪（刑法第235条）	22
2 「他人の財物」とは	22
(1) 占有の意義 22      (2) 財物の意義 23	
3 「窃取」とは	24
(1) 実行の着手時期 24      (2) 既遂と未遂 25      (3) 状態犯 25	
4 故意	25
5 不法領得の意思	26
(1) 意義及び判例の考え方 26      (2) 実務上の留意事項 27	
6 親族相盜例	27

#### 〈例題1〉 窃盗罪（刑法第235条条文は28頁、解説は32～34頁）

想定事例 ① 路上におけるハンドバッグのひったくり（未遂）と財布のひったくり（既遂）の事例	29
想定事例 ② 会社事務所に侵入し、3Dプリンターを窃取した事例	29
想定事例 ③ 家屋に侵入して金品を窃取しようとした事例（未遂）	30
想定事例 ④ 窓ガラスを割り、クレセント錠を外して家屋に侵入し、金品を窃取しようとした事例（未遂）	30
想定事例 ⑤ 現金等が在中する自動車を窃取した事例	31
想定事例 ⑥ 駐車中の自動車内からパソコン等を窃取した事例	31
想定事例 ⑦ 会社所有のロードローラー（建設用重機）を窃取した事例	31

想定  
事例 ⑧

公園のベンチで仮眠中の者から財布等を窃取した事例

32

〈例題2〉 強盗罪（刑法第236条条文は35頁、解説は36頁）

想定  
事例 ①

自転車乗車中の者からハンドバッグを強取した事例

35

## 第2 暴行罪と傷害罪

1 暴行罪（刑法第208条）	37
(1)「暴行」とは 37	(2)刑法上の暴行の分類 37
(3)本罪の暴行に当たる行為とは 38	(4)故意及び傷害罪との関係 38
2 傷害罪（刑法第204条）	39
(1)「傷害」とは 39	(2)因果関係 40
(4)被害者の承諾 41	(5)その他 41

〈例題3〉 暴行罪（刑法第208条条文は42頁、解説は44頁）

想定  
事例 ①

手拳で殴打した事例

42

想定  
事例 ②

胸ぐらをつかんで引っ張り回し、その身体を壁に押し付けるなどした事例

42

想定  
事例 ③

駅のホームで相手に体当たりをして線路上に落下させ、ホームにはい上がろうとする同人の顔に唾を吐きかけるなどした事例

43

想定  
事例 ④

歩行者の足下に石を投げつけた事例

43

想定  
事例 ⑤

手拳で殴打しようとするもかわされた事例

43

〈例題4〉 傷害罪（刑法第204条条文は45頁、解説は46～48頁）

想定事例 ①	拳骨で殴り、顔面打撲の傷害を負わせた事例	45
想定事例 ②	木製バットで殴打し、頭部挫創の傷害を負わせた事例	45
想定事例 ③	包丁で切り付け、左腕部切創の傷害を負わせた事例	46

第3（地域）横領罪

1	横領罪（刑法第252条）	49
(1)	客 体 49	(2) 行 為 49
2	地域警察官の取り扱う横領罪	50
(1)	はじめに 50	(2) 横領の罪の条文 50
3	遺失物等横領罪（刑法第254条）	51
(1)	客 体 51	(2) 行 為 51
(3)	占有離脱物であることの認識等 51	
4	窃盗罪と遺失物等横領罪の分水嶺	52
(1)	はじめに 52	(2) 刑法上の占有とは 52
(3)	占有の有無の判断 52	

〈例題5〉 遺失物等横領罪（刑法第254条条文は55頁、解説は56頁）

想定事例 ①	公園のベンチに置き忘れたノートパソコンを横領した事例（遺失物横領）	55
想定事例 ②	路上に遺失したかばんの中から財布等を横領した事例（遺失物横領）	55
想定事例 ③	歩道上に落ちていた定期券（先に他の者が窃取して、同所に放置されたもの）を横領した事例（占有離脱物横領）	56

## 第4 公務執行妨害罪

1	公務執行妨害罪（刑法第95条第1項）	57
2	「公務員」とは	57
3	「職務を執行するに当たり」とは	57
	（1）職務執行の内容 57	
	（2）職務執行の適法性 58	
	（3）適法性の判断基準 58	
4	「暴行又は脅迫」とは	58
5	故意	60
6	業務妨害罪（第233条、第234条）との関係	60

〈例題6〉 公務執行妨害罪（刑法第95条第1項条文は61頁、解説は64頁）

- |               |                                                                          |    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|----|
| <b>想定事例 ①</b> | 職務質問を行った警察官に対して、拳骨で殴るなどの暴行を加えた事例                                         | 61 |
| <b>想定事例 ②</b> | 酒に酔って駅のホーム上で大騒ぎし、それを注意した警察官に対して拳骨で殴るなどの暴行を加えた事例                          | 61 |
| <b>想定事例 ③</b> | 駐車違反の取締り中の警察官が運転席側ドア窓から車内に上半身を入れていた際に、ドアを開閉して警察官に打ち当てた上、急発進させて路上に転倒させた事例 | 62 |
| <b>想定事例 ④</b> | 駐車違反の取締り中の警察官が運転席側ドア窓枠をつかんだ際に、急発進させて約20メートル引きずり路上に転倒させ、傷害を負わせた事例         | 62 |
| <b>想定事例 ⑤</b> | 自動車を窃取して運転中、赤信号で停止した際に同盜難車を検索中の警察官から職務質問を受け、車内から警察官を突き飛ばした事例             | 63 |
| <b>想定事例 ⑥</b> | 別の被疑者を現行犯人逮捕すべく、警察官がその者のズボンのベルトをつかんだ際に、被疑者が警察官をその背後から暴行した事例              | 63 |

## 第5 住居侵入等罪

1 住居侵入等罪（刑法第130条）	65
(1) 正当な理由がないのに	65
(2) 人の住居	65
(3) 人の看守する	65
(4) 邸宅	66
(5) 建造物	66
(6) 艦船	66
(7) 侵入	66
(8) 不退去	66
2 住居侵入等罪解説	66
(1) はじめに	66
(2) 犯罪事実記載上の留意点	67
(3) 参考判例	67

### 〈例題7〉 住居侵入等罪（刑法第130条条文は69頁、解説は70頁）

<b>想定事例 ①</b>	のぞき見の目的でマンションに侵入した事例	69
<b>想定事例 ②</b>	金品を窃取する目的でアパートに侵入した事例（未遂）	69
<b>想定事例 ③</b>	区役所庁舎内に立ち入り退去しなかった事例	70

## 第6 器物損壊等罪

1 器物損壊等罪（刑法第261条）	71
(1) 客体	71
(2) 損壊とは	71
(3) 傷害とは	71
(4) 故意とは	72
(5) 他罪との関係について	72
(6) その他	72
(7) 犯罪事実記載上の留意点	72

### 〈例題8〉 器物損壊等罪（刑法第261条条文は73頁、解説は74頁）

<b>想定事例 ①</b>	飲食店の看板を損壊した事案	73
<b>想定事例 ②</b>	自動車のドアを損壊した事案	73

## 第7 公然わいせつ罪

1 公然わいせつ罪解説	75
(1) 意義 75	(2) 行為 75
2 捜査上の留意事項	76
(1) はじめに 76	(2) その他 76

## 〈例題9〉

公然わいせつ罪（刑法第174条条文は77頁、解説は78頁）

公園内で自己の陰茎を露出し、公然と自慰行為をした事案

電車内で自己の陰茎を露出し、手淫した事案

自動車内で自己の陰茎を露出し、手淫した事案

## 第3章 軽犯罪法犯罪事実記載例

1 軽犯罪法とは	79
(1) 軽犯罪法の性格	79
2 第1条(罪)	80
(1) 柱書き(法定刑)	80
(2) 第1号～第34号(構成要件)	81
(3) 他の法令・条例との関係	81
3 第2条(刑の免除・併科)	81
4 第3条(教唆・帮助)	82
5 第4条(適用上の注意)	82

〈例題1〉 潜伏の罪(第1条第1号条文は83頁, 解説は83～84頁)

想定事例 ① 人が住んでおらず, かつ, 看守していない邸宅に潜んでいた事例 83

〈例題2〉 囚器携帯の罪(同条第2号条文は85頁, 解説は85～88頁)

想定事例 ① かみそりを上着のポケットに隠し持っていた事例 85

〈例題3〉 侵入具携帯の罪(同条第3号条文は89頁, 解説は89～90頁)

想定事例 ① ガラス切りを自転車のかご内に隠し持っていた事例 89

〈例題4〉 浮浪の罪(同条第4号条文は91頁, 解説は91～92頁)

想定事例 ① 生計の途がないのに, 働く能力がありながら職業に就く意思を有せず, かつ, 一定の住居を持たずにうろついた事例 91

〈例題5〉 粗野・乱暴の罪(同条第5号条文は93頁, 解説は93～94頁)

想定事例 ① 映画館でカップルの男女を怒鳴りつけ, 2人の間に割って入った事例 93

〈例題6〉 消灯の罪（同条第6号条文は95頁、解説は95～96頁）

想定事例 ① 街路灯の灯火を消した事例

95

〈例題7〉 水路交通妨害の罪（同条第7号条文は97頁、解説は97～98頁）

想定事例 ① 川に船を放置した事例

97

〈例題8〉 変事非協力の罪（同条第8号条文は99頁、解説は99～100頁）

想定事例 ① 警察官の立入禁止指示を無視して事件現場に立ち入った事例

99

〈例題9〉 火気乱用の罪（同条第9号条文は101頁、解説は101～102頁）

想定事例 ① アパートの敷地内で焚き火をした事例

101

〈例題10〉 爆発物使用等の罪（同条第10号条文は103頁、解説103～104頁）

想定事例 ① 空き地で空気銃を使用した事例

103

〈例題11〉 危険物投注等の罪（同条第11号条文は105頁、解説は105～106頁）

想定事例 ① 路上でガラスの破片を投げた事例

105

〈例題12〉 危険動物解放等の罪（同条第12号条文は107頁、解説は107～108頁）

想定事例 ① 闘犬の鎖を外して解放した事例

107

〈例題13〉 行列割り込み等の罪(同条第13号条文は109頁,解説は109～110頁)

**想定事例 ①** 映画の前売券を買うための行列に、怒鳴りながら割り込んだ事例 109

〈例題14〉 <sup>せいおん</sup> 静穏妨害の罪 (同条第14号条文は111頁, 解説は111～112頁)

**想定事例 ①** キャバレーの客の呼び込みのため、拡声器等を用いた事例 111

〈例題15〉 称号詐称・標章等窃用の罪(同条第15号条文は113頁,解説は113～114頁)

**想定事例 ①** 自分が警察官であると偽った事例 113

〈例題16〉 虚構申告の罪 (同条第16号条文は115頁, 解説は115～116頁)

**想定事例 ①** 「侵入盜に遭った」旨の虚構の犯罪の事実を申告した事例 115

〈例題17〉 氏名等不実申告の罪(同条第17号条文は117頁,解説は117～118頁)

**想定事例 ①** 質入れに際し、虚偽の氏名や住所等を申告して、帳簿に不実の記載をさせた事例 117

〈例題18〉 要扶助者・死体等不申告の罪 (同条第18号条文は119頁, 解説は119～120頁)

**想定事例 ①** 自宅敷地内に他人の死体があることを知りながら放置していた事例 119

〈例題19〉 変死現場等変更の罪(同条第19号条文は121頁,解説は121～122頁)

**想定事例 ①** 変死体の位置を数メートル移動させた事例 121

〈例題20〉 身体露出の罪（同条第20号条文は123頁，解説は123～124頁）

想定事例 ① 学校前の路上でしり及びももをみだりに露出して歩くなどした事例 123

〈例題21〉 こじきの罪（同条第22号条文は125頁，解説は125～126頁）

想定事例 ① 路上に座り込み，通行人に対してこじきをした事例 125

〈例題22〉 窺視の罪（同条第23号条文は127頁，解説は127～128頁）

想定事例 ① 鉄道駅の女子トイレ内を，手鏡を使ってのぞき見た事例 127

〈例題23〉 儀式妨害の罪（同条第24号条文は129頁，解説は129～130頁）

想定事例 ① 結婚式の会場でカンシャク玉を破裂させた事例 129

〈例題24〉 水路流通妨害の罪（同条第25号条文は131頁，解説は131～132頁）

想定事例 ① 下水道に大量の落ち葉を投棄した事例 131

〈例題25〉 排泄等の罪（同条第26号条文は133頁，解説は133～134頁）

想定事例 ① 路上で大小便をした事例 133

〈例題26〉 汚废弃物放棄の罪（同条第27号条文は135頁，解説は135～136頁）

想定事例 ① 公園に使用済みコンドームを捨てた事例 135

〈例題27〉 追隨等の罪（同条第28号条文は137頁, 解説は137～140頁）

**想定事例 ①** 女性の進路に立ちふさがった上, しつこく話しかけながらつきまとった事例 137

〈例題28〉 暴行等共謀の罪（同条第29号条文は141頁, 解説は141～142頁）

**想定事例 ①** 暴行の共謀をし, 共謀に基づいて予備行為を開始した事例 141

〈例題29〉 動物使そう・驚奔の罪（同条第30号条文は143頁, 解説は143～144頁）

**想定事例 ①** 他人に噛み付くよう, 飼い犬をけしかけた事例 143

〈例題30〉 業務妨害の罪（同条第31号条文は145頁, 解説は145～146頁）

**想定事例 ①** 講演会で講演中の者にこしょうを振りまいてくしゃみをさせた事例 145

〈例題31〉 立入禁止場所等侵入の罪（同条第32号条文は147頁, 解説は147～150頁）

**想定事例 ①** 消費者金融の勧誘ビラを置く目的で, 公衆電話ボックスに立ち入った事例 147

〈例題32〉 はり札・標示物除去・工作物等汚損の罪（同条第33号条文は151頁, 解説は151～154頁）

**想定事例 ①** 電柱に不動産広告ビラを貼った事例 151

〈例題33〉 虚偽広告の罪（同条第34号条文は155頁, 解説は155～156頁）

**想定事例 ①** 客引きのため「誰でも必ず瘦せる」旨の広告をした事例 155

## 第4章 特別法犯罪事実記載例（ピッキング防止法・銃刀法・酩酊者規制法・入管法・売春防止法・風営法）

### 第1 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律 (ピッキング防止法)

- |   |                |     |
|---|----------------|-----|
| 1 | ピッキング防止法とは     | 157 |
| 2 | 特殊開錠用具の所持の禁止   | 157 |
| 3 | 指定侵入工具の隠匿携帯の禁止 | 158 |

（例題1）

特殊開錠用具の所持禁止違反の罪（第3条条文は159頁、解説は159～160頁）

想定  
事例

① サムターン回し1本を所持した事例

159

（例題2）

指定侵入工具の隠匿携帯禁止違反の罪（第4条条文は161頁、解説は162～164頁）

想定  
事例

① マイナスドライバー1本を、自転車の前かごにタオルで包んで隠して携帯した事例

161

想定  
事例

② バール1本を、普通貨物自動車の助手席下に隠して携帯した事例

161

### 第2 銃砲刀剣類所持等取締法

- |     |                                |                       |
|-----|--------------------------------|-----------------------|
| 1   | 銃刀法とは                          | 165                   |
| 2   | 銃砲刀剣類の所持の禁止                    | 165                   |
| (1) | 銃砲とは（第2条） 165                  | (2) 刀剣類とは（第2条） 165    |
| 3   | 銃砲刀剣類に準ずるものについての規制             | 166                   |
| (1) | 準空気銃（いわゆるエアソフトガン）（第21条の3） 166  |                       |
| (2) | 刃体の長さが6センチメートルを超える刃物（第22条） 166 |                       |
| (3) | 模造拳銃（第22条の2） 166               | (4) 模造刀剣類（第22条の4） 166 |

〈例題1〉 拳銃の所持（第3条第1項条文は167頁、解説は167～170頁）

**想定事例 ①** 法定の除外事由なく銃砲である拳銃を所持した事例 167

〈例題2〉 刀剣類の所持（第3条第1項条文は171頁、解説は171～176頁）

**想定事例 ①** 法定の除外事由なく刀剣類であるあいくちを所持した事例 171

〈例題3〉 所持の態様の制限違反（第10条第1項、第21条条文は177頁、解説は177～178頁）

**想定事例 ①** 登録を受けて所持する日本刀を、正当な理由なく携帯した事例 177

〈例題4〉 刃体の長さが6センチメートルを超える刃物の携帯（第22条条文は179頁、解説は180～184頁）

**想定事例 ①** 正当な理由なく包丁1本を携帯した事例 179

**想定事例 ②** 正当な理由なく刃体の長さが8センチメートルの果物ナイフ1本を携帯した事例 179

### 第3 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（酩酊者規制法）

1 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（酩酊者規制法）	185
2 実務上の留意事項	185
(1) 責任能力 185	(2) 軽微犯罪による逮捕の制限 186
3 保護	186

〈例題1〉 酔酔者の迷惑行為の罪(第4条第1項条文は187頁,解説は187~188頁)

想定事例 ① 酔酔の上, 飲食店において, 女性客らに絡んだ上, 怒号しながら両足で床を踏みならすなどした事例

187

〈例題2〉 制止に従わない迷惑行為の罪 (第5条第2項条文は189頁, 解説は190~192頁)

想定事例 ① 酔酔の上, 通行人の女児に絡んで, 警察官から制止されたのに従わず, 女児に対して更に身体をすり寄せようとした事例

189

想定事例 ② 酔酔の上, 通行人の女性にからんで, 警察官から制止されたのに従わず, 女性に対して更に詰め寄って怒号を繰り返した事例

190

#### 第4 出入国管理及び難民認定法（入管法）

1	入管法とは .....	193
2	出入国管理制度の概要 .....	193
3	外国人取扱い時の留意事項・着眼点 .....	194

〈例題1〉 旅券の不携帯 (第23条第1項条文は195頁, 解説は196~198頁)

想定事例 ① 法定の除外事由なく旅券を携帯していなかった事例

195

〈例題2〉 在留カードの不携帯(第23条第2項条文は199頁, 解説は199~206頁)

想定事例 ① 法定の除外事由なく在留カードを携帯していなかった事例

199

〈例題3〉 旅券, 在留カード等の不提示 (第23条第3項条文は207頁, 解説は208~210頁)

想定事例 ① 旅券の提示を拒んだ事例

207

## 〈例題4〉 不法残留(第70条第1項第5号条文は211頁,解説は214~218頁)

① 一般の上陸許可を受けた者が不法に残留した事例 (在留期間の満了日が平成22年6月30日以前であった場合) 211

② 一般の上陸許可を受けた者が不法に残留した事例 (在留期間の満了日が平成22年7月1日以降であった場合) 212

③ 在留期間の満了日が平成22年7月1日以降であり, 在留期間更新許可申請等に対する処分がなく2か月が経過した事例 (初回更新) 212

④ 在留期間の満了日が平成22年7月1日以降であり, 在留期間更新許可申請等に対する処分がなく2か月が経過した事例 (数次更新) 213

⑤ 在留期間の満了日が平成22年7月1日以降であり, 在留期間更新許可申請等をしたが, 2か月以内に不許可処分があった事例 213

## 第5 売春防止法

- 1 売春防止法とは ..... 219
- 2 勧誘等 (第5条) ..... 219
- 3 周旋等 (第6条) ..... 219
- 4 売春をさせる契約 (第10条第1項) ..... 220
- 5 場所の提供 (第11条) ..... 220

## 〈例題1〉

売春の勧誘, つきまとい, 客待ち等 (第5条条文は221頁, 解説は222~225頁)

① 売春の相手方となるように勧誘した事例 221

**想定事例** ② 売春の相手方となるように勧誘するために、人の前に立ちふさがった事例

222

**想定事例** ③ 客待ちをした事例

222

## 第6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）

1 風営法とは .....	226
2 平成27年改正法のポイント .....	226
(1) ダンスホール等営業（4号営業）を規制対象から除外	226
(2) 特定遊興飲食店営業の制度を新設	226
3 風営法の規制対象となる主な業種 .....	226
(1) 風俗営業（許可制）	226
(2) 特定遊興飲食店営業（許可制）	227
(3) 性風俗関連特殊営業（届出制）	227
(4) 深夜における酒類提供飲食店営業（届出制）	227
4 主な違反態様 .....	227

**例題1**

風俗営業の客引き・つきまとい等（第22条条文は228頁、解説は229～232頁）

**想定事例** ① キャバレーの客引きを行った事例

228

**想定事例** ②

キャバクラの客引きのためにつきまとい等を行った事例

229

## 第5章 迷惑防止条例違反犯罪事実記載例 (卑わい行為・客引き・スカウト等)

### 第1 卑わい行為

1 はじめに	233
（1）構成要件、罰則等	233
2 卑わい行為	234
（1）「卑わいな行為」とは	234
（2）盗撮目的でカメラ等を差し向ける行為について	237

〈例題1〉 卑わい行為（第5条第1項条文は238頁、解説は241～244頁）

- |        |                                                   |     |
|--------|---------------------------------------------------|-----|
| 想定事例 ① | 電車内で、衣服の上から臀部を触った事例                               | 238 |
| 想定事例 ② | バス車内で、直接に大腿部をなでた事例                                | 239 |
| 想定事例 ③ | 公園内で、動画撮影機能付き携帯電話機を使用して、女子のスカート内の下着等を撮影した事例       | 239 |
| 想定事例 ④ | 駅のエスカレーターで、女子の後方から、動画撮影機能付きスマートフォンをスカート内に差し向けて了事例 | 240 |
| 想定事例 ⑤ | 公衆トイレで、動画撮影機能付き携帯電話機を使用して、用便中の女性の陰部を撮影した事例        | 240 |
| 想定事例 ⑥ | 女子に対し卑わいな声掛けをした事例                                 | 241 |

## 第2 客引き・スカウト行為等

1 客引き・スカウト行為等の概要	245
(1) 規制の必要性及び目的等	245
(2) 禁止行為の類型	245
(3) 主な規制内容	246

### 〈例題1〉

客引き、スカウト行為（第7条条文は249～254頁、解説は258～263頁）

- |             |   |                                    |     |
|-------------|---|------------------------------------|-----|
| <b>想定事例</b> | ① | いわゆる個室マッサージ店の客引きを行った事例（第7条第1項第1号）  | 255 |
| <b>想定事例</b> | ② | 売春類似行為の客引きを行った事例（第7条第1項第2号）        | 255 |
| <b>想定事例</b> | ③ | いわゆるキャバクラの客引きを行った事例（第7条第1項第3号）     | 256 |
| <b>想定事例</b> | ④ | 居酒屋への執ような客引きを行った事例（第7条第1項第4号）      | 256 |
| <b>想定事例</b> | ⑤ | いわゆるキャバクラ嬢へのスカウトを行った事例（第7条第1項第5号口） | 257 |
| <b>想定事例</b> | ⑥ | 執ようにスカウトを行った事例（第7条第1項第7号）          | 257 |

## 一口コラム

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| ① 「暴行・傷害事件で留意すべきこと」について   | 41  |
| ② 「いわゆるちかん事件で留意すべきこと」について | 244 |

すぐに役立つ 地域・刑事警察官  
犯罪事実記載要領〔第2版〕

～重要・頻出記載例と詳細解説～

# 第1章 犯罪事実記載要領

## 1 犯罪事実とは何か

### （1）構成要件

社会規範に反する行為といわれるものは、殺人、強制性交等、強盗等の重大な法益侵害を伴う行為から、暴行・傷害や窃盗、遺失物横領といった地域警察官によりしばしば取り扱われる行為、さらに、騒音を出す・ゴミ捨てのルールを守らないといった、日常生活で数多く見られる行為まで、実に多様である。

これらは、反社会的という点で共通しているものの、その程度には差があり、しかも様々な形態がある。したがって、その全てを犯罪として処罰すべきであると解することは妥当でない。

すなわち、反社会的な行為の中で、国家として、刑罰という強力かつ強制的な手段を用いてでも防止・鎮圧しなければならないと判断し、然るべき手続を経て刑罰法規に犯罪として定め、それに対する処罰の内容を定めたものだけが、「犯罪（罪となるべき行為）」として処罰されることになるのである。

そのため、当該行為を犯罪として処罰すべきか否かは、あくまでその行為が構成要件に当てはまるかどうかにかかっているのであり、当該行為の構成要件該当性は的確に判断されなければならないのである。

### （2）具体例

例えば、行為者を「殺人罪」として処罰するためには、刑法第199条にある、「人を殺した」という要件を充足しなければならない。一方、「傷害致死罪」として処罰するためには、刑法第205条にある、「身体を傷害し、よって人を死亡させた」という要件を充足しなければならない。

◆「第199条」人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

◆「第205条」身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3年以上の有期懲役に処する。

このとき、当該行為が相手を殺してやろうという「殺意」をもって行われたと認定できるか否かにより、殺人罪と傷害致死罪のどちらを適用すべきかを判断することになる。

次に、窃盗罪についてみてみよう。

行為者を「窃盗罪」として処罰するためには、刑法第235条にある、「他人の財物を窃取した」という要件を充足しなければならない。

一方、「器物損壊罪」として処罰するためには、刑法第261条にある、「他人の物を損壊し」たという要件を充足しなければならない。

このとき、「他人の（財）物」を持ち去る行為が、自分の物として領得してやろう、（破棄などせずに）使ってやろうという「不法領得の意思」をもって行われたと認定できるか否かにより、窃盗罪と器物損壊罪（現場での損壊タイプではなく、一時占有した後での損壊タイプ）のどちらを適用すべきか判断することになる。

このように、「構成要件」に当てはまる行為については、刑罰法規適用の対象となるが、他方、「構成要件」に当てはまらない行為については、たとえ道義的に非難されるような行為であつたとしても、刑罰法規を適用することはできず、要件を充足しない以上、犯罪とはならない。

### （3）例外

前記のように、犯罪が成立するためには、まず当該行為が「構成要件」に該当しなければならないが、「構成要件」に該当しただけで直ちに、犯罪が成立するわけではない。

例えば、器物損壊罪に当たる行為（例えば、建物のガラス製ドアを破壊）があつたとしても、それが緊急避難行為（前記でいえば、大地震や火災等の際に建物に閉じ込められ、ドアを破壊して脱出しないと死ぬ場合）や正当防衛行為あるいは法令又は正当な業務による行為としてなされた場合には、違法性を欠き、犯罪は成立しない（違法性阻却事由の存在）。

◀「第235条」他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

◀「第261条」他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

◀窃盗罪も器物損壊罪も、発生件数の多い犯罪である。

◀構成要件に該当しても、違法性が阻却されれば、違法ではなく犯罪は成立しない（通常は、当該行為が構成要件に該当すれば違法性が推定されるが、「違法性阻却事由」がある場合には、推定される違法性が覆されて、当該行為は適法なものとなる。）。

# 第2章 刑法犯犯罪事實記載例 (窃盗・傷害・暴行・遺失物等横領等)

## 第1 窃盗罪と強盗罪

### 1 窃盗罪（刑法第235条）

窃盗については、刑法第235条に、

「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」

と規定されている。

「他人の財物を窃取した者」が犯罪構成要件事実の規定であり、「10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」が窃盗の罪に対する刑罰規定である。

### 2 「他人の財物」とは

窃盗罪の客体は、「他人の財物」である。「他人の財物」とは、他人の占有する他人の財物を意味する。

#### （1）占有の意義

占有とは、財物を事實上支配していることをいい、

- ① 客観的に財物を支配している事実（占有の事実）
- ② 主観的にこれを支配する意思（占有の意思）

を必要とする。

↑ひったくりとの関係で強盗罪についても触れる。

◀窃盗とは、条文によれば「他人の財物」を窃取することである。

◀このように刑法は、犯罪と刑罰との関係を各本条で規定している。

◀例外的に、自己の所有物であっても、①占有している物、②公務所の命により他人が看守している物も含む（刑法第242条）。

◀「財物が誰に帰属するか」ということは、窃盗罪と横領罪を区別する上で重要な基準となる。「窃盗（235）→他人の占有」「横領（252）→自己の占有する他人の物」「遺失物等横領（254）→占有を離れた他人の物」。

# 第3章 軽犯罪法犯罪事実記載例

## 1 軽犯罪法とは

軽犯罪法は、刑法、各都道府県の迷惑防止条例等、その他の特別法と関連する部分も多く、擬律判断に迷うことも少なくないと思われる。以下では、各罪の具体的な解説に先立って、軽犯罪法の性格、刑法総則との関係などについて簡潔に説明する。

### (1) 軽犯罪法の性格

軽犯罪法は、国民の日常生活における卑近な道徳律に違背する比較的軽微な犯罪とこれに対する処罰とを規定した刑事実体法である。

軽犯罪法の刑罰法令としての性格は以下のとおりである。

#### ① 道徳的性格（自然犯的性格）

#### ② 補充的性格

刑法の定める犯罪類型から漏れたものの中から主要な犯罪を拾い上げている。

#### ③ 予防的性格

より重大な犯罪へと発展する危険性のある行為を、その前段階の状態において発見・処罰するものであり、第1条第1号～第34号に列挙された犯罪は、刑法犯の予備的・未遂的行為が大半を占めている。つまり、刑法は「具体的危険性のある行為」を処罰対象としているが、軽犯罪法は「抽象的危険にとどまる行為」を処罰対象としている。

#### ④ 可変的性格

その時代における日常生活上の常識として道徳的非難の対象となる行為を処罰するものであり、そのような行為は時代により変遷し得る。

◆全4条から成り、第1条において処罰対象となる行為全33類型（21号は削除）が定められている。刑法と基本的な性格を同じくするものであるが、処罰の対象が比較的軽微であるため、小刑法ともいえる。

◆刑法が「結果犯」、「侵害犯」として捉えるものについて、軽犯罪法は「単純行為犯」、「危険犯」の段階で捉えて可罰性を認めているものが多い。したがって、軽犯罪法には未遂処罰規定がない。

# 第4章 特別法犯罪事実記載例 (ピッキング防止法・銃刀法・酩酊者 規制法・入管法・売春防止法・風営法)

## 第1 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（ピッキ ング防止法）

### 1 ピッキング防止法とは

ピッキング用具等の特殊な器具を利用して建物に侵入し、強・窃盗などを行う悪質事犯を未然に防止するには、建物への侵入に結び付く危険性の高い行為を取り締まることが有効である。

本法においては、軽犯罪法第1条第3号にいう「他人の邸宅又は建物に侵入するのに使用されるような器具」のうち、建物の侵入に結び付く危険性が特に高い器具（以下「危険器具」という。）を、業務その他正当な理由によらずに隠匿携帯し、又は所持する行為を禁止するとともに、その違反行為の危険性に見合った処罰を可能にしたものである。

### 2 特殊開錠用具の所持の禁止

建物の侵入に結びつく危険性が特に高い器具のうち、ピッキング用具のように、専ら特殊開錠を行うための器具であって、建物錠（出入口の戸を施錠するための錠）を開くことに用いられるものについては、通常、一般市民が所持する必要性はなく、業務などに用いられる場合を除けば、建物侵入用に用いられると考えられる。

◆本法は、改正されたことはない（令和3年1月現在）。

◆軽犯罪法第1条第3号（侵入具携帯の罪）は同様の趣旨の規定であるが、同法の法定刑は「拘留又は科料」にとどまるため、刑罰の威嚇力による犯罪抑止効果が必ずしも十分ではなく、また、刑訴法上、被疑者の逮捕・勾留に制約があつて、必ずしも十分に機能しているとはい難かった。

◆第2条第2号、第3条。

# 第5章 迷惑防止条例違反犯罪事実記載例 (卑わい行為・客引き・スカウト等)

## 第1 卑わい行為

### 1 はじめに

いわゆる迷惑防止条例は、都道府県によってその条例の名称に違いがみられたり、構成要件も微妙に異なっていたりするが、その全てを取り上げることは困難である（故に、本書の内容については、あくまで参考とされたい。）。

◀公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例。

本書においては、東京都の条例（以下「都条例」という。）について解説する。

また、条例違反の態様は多岐にわたるが、紙面の都合上、本書においては、いわゆる「卑わい行為」（盗撮、カメラの差し向け等を含む。）及び「客引き」等について、それぞれの項において解説する。

#### （1）構成要件、罰則等

いわゆる卑わい行為について、都条例第5条第1項は、

（粗暴行為（ぐれん隊行為等）の禁止）

第5条 何人も、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、

又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一 公共の場所又は公共の乗物において、衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の身体に触れること。

## ＜監修者紹介＞

元東京区検察庁上席の検察官兼総務部長 殿井 憲一（とのい けんいち）

### 【略歴】

「平成10年 4月副検事任官」

静岡地方検察庁沼津支部、東京地方検察庁交通部、同庁八王子支部、同庁刑事部、東京区検察庁刑事部勤務を経て、平成20年4月法務省法務総合研究所教官。その後、立川区検察庁統括副検事、東京区検察庁総務部副部長、同庁刑事部副部長、同庁道路交通部長、同庁公判部長、同庁刑事部長、同庁総務部長兼上席の検察官を歴任し、令和元年11月退官。地域・刑事実務研究会顧問。

### 【主要編著書】

『罪種別・事例中心

現行犯人逮捕手続書・緊急逮捕手続書・被害届作成ハンドブック』(編著、2016、立花書房)

『すぐに役立つ地域警察官犯罪事実記載要領～頻出記載例と詳細解説～』(監修、2016、立花書房)

『すぐに役立つ地域警察官一件書類記載例集～頻出18事例と一口メモ～』(監修、2016、立花書房)

『すぐに役立つ地域・刑事警察官一件書類記載例集〔強制捜査編〕

～頻出20事例と一口メモ～』(監修、2017、立花書房)

『交通事故事件検索110講（新訂版）』(共著、2003、警察時報社)

『交通事故犯罪事実作成実務必携

～道路交通法から交通関係特別法・刑法まで～』(監修、2017、立花書房)

『定番シリーズ 交通事件犯罪事実記載例集』(監修、2018、立花書房)

『定番シリーズ 現行犯人・緊急逮捕手続書記載例集』(監修、2018、立花書房)

『すぐに役立つ地域・刑事警察官 一件書類記載例集 任意検査編〔第2版〕

～頻出20事例と一口メモ～』(監修、2019、立花書房)

『地域警察官実務必携

～一件書類作成から犯罪事実記載等まで～』(監修、2019、立花書房)

★本書に関するお問い合わせは、下記URLをご参照ください。

<https://ssl.tachibananashobo.co.jp/contact/index.php>

### 部内用

すぐに役立つ地域・刑事警察官犯罪事実記載要領(第2版)

～重要・頻出記載例と詳細解説～

---

平成30年10月20日 第1刷発行

令和7年2月20日 第6刷発行

編 者 地域・刑事実務研究会

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03-3291-1561(代表)

FAX 03-3233-2871

<https://tachibananashobo.co.jp>

---

平成28年12月15日初版発行

©2018 地域・刑事実務研究会

印刷・製本／文唱堂印刷

乱丁・落丁の際は弊社でお取り替えいたします。